

障害者支援施設における個別支援計画作成のこころみ

小野澤 昇¹⁾

A Study on Individual Program Plan in Institutions for People with Disabilities

Noboru Onozawa

Abstract

The comprehensive support law for people with disabilities was enacted.

It became possible to clarify what kind of support and needs are, and to properly utilize the services required by people with disabilities.

In this paper, based on the transition of welfare measures related to the support of People with intellectual disabilities persons in Japan and the transition of support in intellectual handicapped facilities, individual support plans at persons with disabilities support for persons isabilities Report on current status and issues.

Key words: Disability support facility, Individual support plan, Comprehensive Support Law

キーワード：障害者支援施設，個別支援計画，障害者総合支援法

はじめに

障害者の福祉施策は「障害者基本法」に示された理念の実現を目指し、これまで各障害の種別ごとに進められて来た障害者福祉制度を全面的に見直し、障害者の自立支援を目指して身体障害・知的障害・精神障害という各障害ごとに進められてきたさまざまな施策を一元的に管理し、必要なサービスの提供を目指し「障害者自立支援法」を制定し、2006年10月から全面施行された。

障害者自立支援法は身体・知的・精神の各障害者（18歳以上）および障害児（18歳未満）を対象とし、(1) サービス提供主体を市町村に一元化し、各障害者福祉サービスを共通した制度で提供、(2) 障害者の就労支援の強化、(3) 「障害程度区分」による、サービスの利用手続きや基準の明確化、

等の特徴を有していたが、利用費の負担制度などに問題があり全面的な見直しが行われることとなり、障害のある人を権利の主体と位置づける基本理念を定めた「障害者総合支援法」（「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」）が成立し、2013（平成25）年4月1日に施行された。

障害者総合支援法では、障害のある人それぞれの生活環境を踏まえ、どのような支援をどの程度必要とするかといった度合い（障害支援区分）を明確にし、本人が必要とするサービスを適切に利用することが可能となるよう、サービスを提供する事業者には利用計画や個別支援計画作成し、サービスの提供を行うことが義務づけられている。

本稿では、我が国における知的障害者の支援に

1) 育英短期大学保育学科

関連した福祉施策の変遷や、知的障害者施設での支援の内容などを踏まえ、主に知的障害者を対象とした障害者支援施設における個別支援計画の作成に関する取り組みについて報告を行う。

1. 我が国における障害者支援制度の変遷

我が国における障害者に対する支援の取り組みは石井亮一が1891（明治24）年に発生した濃尾地方大地震により被災した女兒を救済するために設立した孤女学院（後の「滝野川学園」）での取り組みが始まりといわれている。石井亮一は救済した女兒の中に知的障害児が含まれていたことから知的障害児の救済活動の取り組みを意図して、二度にわたり渡米し、故セガンの未亡人からセガンの教育論等を学び、滝乃川学園を設立し、その運営に尽力した。石井の取り組みは第二次世界大戦以前における知的障害児（者）の教育・福祉の先駆けとして全国の知的障害関係施設の創始者の多くが指導を仰ぐとともに、戦後の知的障害児者の福祉や教育発展の礎として受け継がれ、今日の知的障害児者の福祉や教育の礎となり、大きな影響を与えている。

知的障害児・者のための施設の法体系は「児童福祉法」が施行されてからのことであり、昭和35年に「精神薄弱者福祉法」（現「知的障害者福祉法」）が施行されたことにより児童から成人までの知的障害を対象とする福祉的支援を実施するための法体系が整うこととなった。その後、心身障害者対策基本法（現「障害者基本法」）の制定や障害者基本計画（障害者プラン）が作成されるなど、障害児・者に対する総合的な福祉対策が試みられることとなった。

国際的な動向としては、国際連合は1971年に「知的障害者の権利宣言」、1975年に「障害者の権利宣言」を総会で採択し、その権利宣言の具現化を図るため、障害者の社会参加や就労機会の保障などの実現を目的として、「完全参加と平等

（Full Participation and Equality）」をスローガンとして1981年を「国際障害者年」に決議し、全世界で障害者の権利擁護と啓蒙活動を中心とした取り組みが行われた。この取り組みはこれまでの障害者観を大きく変えるきっかけとなっただけではなく、バンクミケルセンが提唱した「障害者も可能な限り通常の人々と同じ生活を送れるようにすべき」というノーマライゼーションの理念を広める契機となった。

障害の分類方法としては先進国における高齢化や障害を伴う疾患の増加、戦争や災害による受傷など、障害者の増加という現実と障害者の人権尊重という機運がたかまり、WHO（世界保健機構）において国際的な障害分類の制定作業が開始された。国際障害者年の前年に当たる1980年、「機能障害・能力障害・社会的不利の国際分類」（International Classification of Impairments, Disabilities and Handicaps; ICIDH）が試用版としてWHOから発表され、「国際障害者年世界行動計画」の基本理念に取り入れられたこともあり世界中に知られることとなった。

ICIDHの考え方は「疾患・変調が原因となって機能・形態障害が起こり、それから能力障害が生じ、それが社会的不利を起す」というもので、障害を機能・形態障害、能力障害、社会的不利の三つのレベルに分けて捉えるという、「障害の階層性」を示した点で画期的なものであったといえる。

その後、さまざまな経緯を経てWHOではICIDHの見直し作業が行われ、平成14年に改訂版として新たな国際生活機能分類（ICF（International Classification of Functioning, Disability and Health））が公表された。新たに示されたICFでは個人の健康状態、生活機能、背景因子という階層をによって構成されたモデルが示され、これまでの障害者観は大きく変更されることとなった（図-1）。

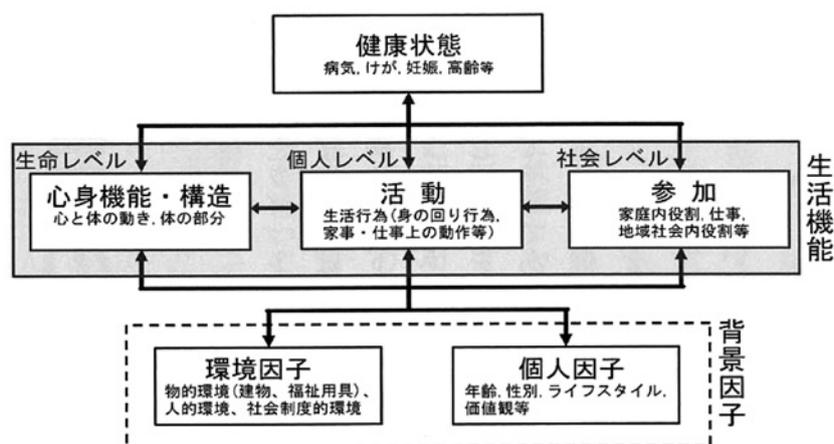


図-1 ICF の生活機能モデル

2. 日本における知的障害者の支援を巡る 動向—障害者総合支援法の成立とその対応

(1) 「支援費制度」の導入

「社会福祉基礎構造改革」の理念を踏まえ、平成12年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」（「社会福祉法」）が成立した。この改正を踏まえ、今後増大すると見込まれる福祉ニーズの多様化と増加に対応するための具体的な対応として、「社会福祉法人」や「措置制度」などの抜本的な見直しが行われ、障害者の福祉サービスの利用については「措置制度」に変わり新たに「支援費制度」が設けられることとなった。

「支援費制度」の障害者福祉サービスについては、利用者の立場に立った利用制度を構築することを目指して、これまで行政が法に基づいて利用するサービス内容を決定してきた「措置制度」を原則廃止して、新たな利用の仕組みとして導入された制度で、2003（平成15）年4月に移行された。

支援費制度は社会福祉基礎構造改革の基本理念やノーマライゼーションの考え方を踏まえ「障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供」を基本として、福祉サービスを提供する事業者等との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みであり、福祉サービスを提供する事業者

等は、福祉サービス提供の主体として、障害者の個人としての尊厳を重視した福祉サービスの提供が可能となるようサービスの質の向上を図ることが求められることとなり、提供すべき福祉サービスの説明と福祉サービスの提供および利用に関する契約の締結、利用計画に基づく個別の支援計画の作成と責任あるサービスの提供が求められることとなった。

(2) 障害者総合支援法の施行に伴う個別支援計画作成

支援費制度は応能負担制度が採用されていたことや福祉サービスの利用希望者自らがサービス提供事業者を選択することが可能とななどのメリットがあったため、利用者が増大し国の予算の圧迫やインフラ整備の遅れ等が重なり、課題を抱えるスタートとなった。

その後支援費制度は全面的な見直しが行われ2006（平成18）年には「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」（「障害者自立支援法」）が施行され、新たな展開を見ることとなった。障害者自立支援法に基づく福祉サービスは①これまでは障害の種別に整備されてきた福祉サービスを身体障害や知的障害、精神障害等の障害の種別にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、事業体系

を再編したこと。②これまでは（措置制度、支援費制度を含めて）サービスの提供主体が県と市町村に分かれていたが、障害のある方々にとって最も身近な市町村が責任をもって、一元的にサービスを提供できるようにしたこと。③支給支援の必要度に応じてサービスが利用できるように介護保険制度の要介護認定の認定同様に障害程度区分の判定を導入。支給手続きの公平公正の観点から市町村に審査会における審査を受けた上で支給決定を行うなど、支給決定のプロセスの明確化・透明化を図ったこと。④働きたいと考えている障害者に対して、就労の場を確保するための支援対策を進めたこと。⑤国の費用負担の責任を強化（費用の2分の1を義務的に負担）し、利用者も利用したサービス量及び所得に応じて原則1割の費用を負担する（応益制度）制度の導入など、みんなで支えあう（共助）仕組みや対策を講じたことなどの特徴があげられる。

障害者自立支援法は施行当初からサービスの必要性を区分する基準（障害程度区分）が障害特性を十分に反映していないことや負担制度の在り方などで問題が指摘され、障害者自身や支援団体からは「障害者の生活を圧迫する」等の指摘が相次ぎ、全面的な見直しを迫られることとなり、新たに障害者総合支援法（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）が施行された。

障害者総合支援法では障害児も含めて一貫した対応ができるよう、児童福祉法を含めた大幅な法改正が行われ現在に至っている。

障害者総合支援法では①障害のある人を権利の主体と位置づける基本理念を定めたこと。②支援を利用できる範囲を難病等の疾患のある方たちなどサービスを受けられる方の範囲が広がったこと。③「障害程度区分」という考え方を改め、新たに「障害支援区分」（7段階に区分）を導入し、障害のある人それぞれの生活環境を踏まえ、どのような支援をどの程度必要とするかといった度合いを

示し、必要とするサービスを利用することができるようにしたこと。④利用できるサービスとして自立支援給付と地域生活支援事業の2種類を設けたこと。等の改善が行われた。

障害者総合支援法では、福祉サービスの提供事業者には、障害者自立支援法の時とは異なった「障害支援区分」を踏まえ、各障害者の必要とするサービスの提供を行うため個別支援計画の作成及び支援計画に伴う支援の実施が不可欠となった。本稿では主に知的障害の方たちの支援を目的とした障害者支援施設における個別支援計画の作成に伴う取り組み経過の報告を行う。

3. 知的障害関係施設における支援の内容について

(1) 知的障害者施設の支援の内容

知的障害関係施設では日常生活支援から学習活動や作業活動など実に多岐にわたる支援活動が取り組まれている。

支援費制度の導入の際、新たな視点として「障害程度区分」という概念が示され、その方の障害の程度や本人の希望を踏まえた上で、障害者自身が必要とするサービスを提供することが求められることとなった。

筆者らは財団法人日本知的障害者福祉協会に所属する知的障害の方の利用可能な全国の乳幼児の療育を対象とした施設から成人を対象とした全ての施設を対象として現に施設で取り組まれている支援内容について調査し、支援メニューの整理と体系化を試みた。

支援メニューの体系化の主な目的としては障害者施設で提供しているさまざまな活動に関する第三者による評価制度が導入され、多くのマニュアルの作成が求められるようになったことや、支援費制度が導入され、障害程度区分の認定や、施設の利用にあたっての十分な説明と契約の締結が不可欠なり、特に施設での支援サービスの提供に関す

る個別支援計画の作成が不可欠となったことなどがある。

施設の形態は異なっても、共通して提供すべき支援の内容がある。全国の知的障害関係施設で取り組まれている支援内容を整理し、提供している支援の内容を階層的に整理することにより、必要なサービスの明確化と支援内容を明示し、施設の運営や、利用者に対する個別支援計画を作成する際の一助とすることを意図したものである。

支援メニューは、支援における基幹的な前提として「支援の原則」という概念を設定した。「支

援の原則は」すべての事項にかかる項目として分類の前提に配置し、その上に「発達・自立支援」と「日常生活援助」を配置し、関連する支援、連携として「家族支援」「地域との連携」を配置し、全体の構成を行った。

「発達・自立支援」と「日常生活援助」については、「基本的生活（動作）」と「社会的生活（活動）」の概念で括ったが、厳密に分類できるものではなく、「発達・自立支援」「生活・活動援助」の2つの視点をもった支援であるものとした。

その結果図-2に示すように「支援の原則」6項

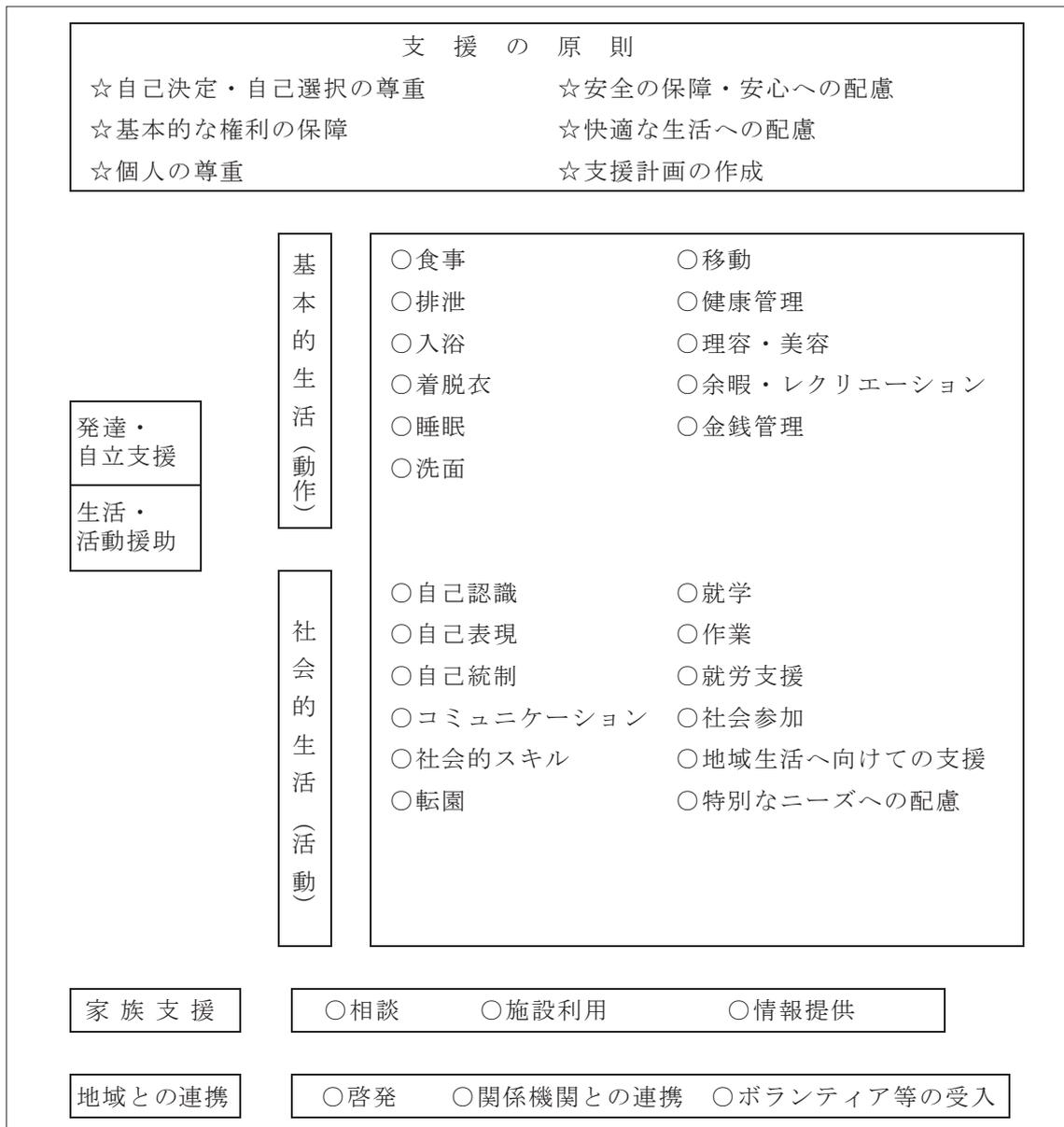


図-2 支援メニューの構成
支援サービスの概観（原則・骨格・事項）

目、「発達・自立支援」、「生活・活動援助」に関わる「基本的生活（動作）」と「社会的な生活（動作）」はそれぞれ11項目、12項目の構成とし、「家族支援」、「地域との連携」はそれぞれ3項目の、計35項目の設定を行い、その下に支援の内容の例示を行った。

支援の内容は「支援の原則」29項目、「発達・自立支援」、「生活・活動援助」に関わる「基本的な生活（動作）」は54項目、「社会的な生活（動作）」67項目、「家族支援」13項目、「地域との連携」12項目の計175項目を配置する構成とし、の項目の下に具体的な支援を提供する際の配慮すべき内容の詳細を示した。

4. 障害者総合福祉法の下での個別支援計画のありかたと作成へ向けての取り組み

(1) サービスを利用の申し込みと利用決定までの流れ

障害者総合支援法のもとではサービスの利用を

希望する者からの利用申請を踏まえ、障害利用区分の設定等が行われ、実際のサービス（サービス利用のための受給者証が発行される）の利用が行われる（図-3）。

サービス支援利用決定後に相談支援事業者による「サービス等利用計画」が作成され、在宅での支援や施設の利用などの具体的なサービスの利用内容が決定され、そのサービス等利用計画にもとづいて実際のサービスの利用が行われる。

実際のサービスの提供は国の定める基準をクリアしたサービス事業者によって行われる。

サービス提供事業者は、相談支援事業者の作成した「サービス等利用計画」を踏まえ、サービスの利用希望者と十分な話し合いを行った上で「個別支援計画」を作成し具体的な支援を行うことが定められている（図-4）。

(2) サービス提供事業者による支援計画作成へ向けての取り組み

障害者総合支援法が平成25年4月1日に施行

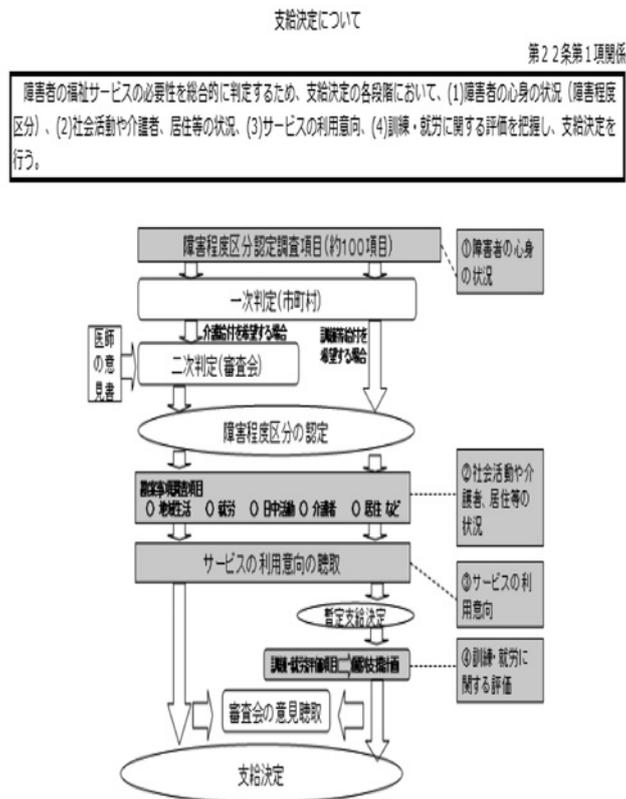


図-3 支援決定のプロセス（厚生労働省）

され「個別支援計画」の作成が義務化されてことに伴い、全国のサービス事業提供者は定めるサービス管理責任者の養成を行い、個別支援計画の作成や、計画の実行管理を行うこととなった。筆者は、A 県内に所在する社会福祉法人が設置運営する主に知的障害者を対象とした福祉事業の内、入所支援をメインとした7つの障害者支援施設でサービス管理責任者の関わる個別支援計画の作成と実施に関わる取り組みの支援活動を行ってきた。障害者総合支援法の理念を踏まえ障害の理解や支援するという意味などを踏まえ、個別支援計画の作成に関する基本的な視点の持ち方や具体的な支援計画の作成に関する取り組みの経過等について報告を行う。

サービス提供事業者は障害支援区分などサービス利用希望者の所持する受給者証に基づき相談支援事業者の作成した「サービス等利用計画」を踏まえた上で「個別支援計画」の作成を行うことが必要とされている。その際には施設で提供可能なサービス内容の説明（重要事項の説明）と、双方の合意に基づく契約書の締結が不可欠となる。

個別支援計画を作成する際に留意すべき点は、これまで障害者施設の多くは「健常者と同様な社会生活が行えるよう必要な訓練や指導を行う」ことを中心として取り組んできた経緯があった。し

かし、ノーマライゼーションの考え方や国際的な障害に関する考え方が大きく変更され（ICIDHからICFへ変更）ており、当然のこととして「個別支援計画の作成」においてもこうした動向を踏まえたものである必要がある。

個別支援計画を作成する際に踏まえるべき点として、各施設のサービス管理者と以下の点について共通理解を持つための協議を行った。

- ① 個別支援計画は、サービス利用者の意に沿うものであること。
- ② 施設の都合を基にした支援計画の作成はしない。
- ③ 利用希望者自身（家族や後見人等の代理人を含む）からの聞き取りを十分に行うこと。
- ④ 重要事項の説明や契約書の記載内容を踏まえること。
- ⑤ 施設側で提供可能な支援内容（支援メニューの活用）を適切に説明できるよう取り組むこと（誰にもわかるよう、支援内容の見える化対策を進める）。
- ⑥ 利用希望者からの聞き取りや支援計画作成の際にはできなかつたり不得意なことを強調するのではなく、その人の持つ「良さ」や「強み」、可能性（「エンパワーメント」や「ストレングス」）などを踏まえた計画の作成を試

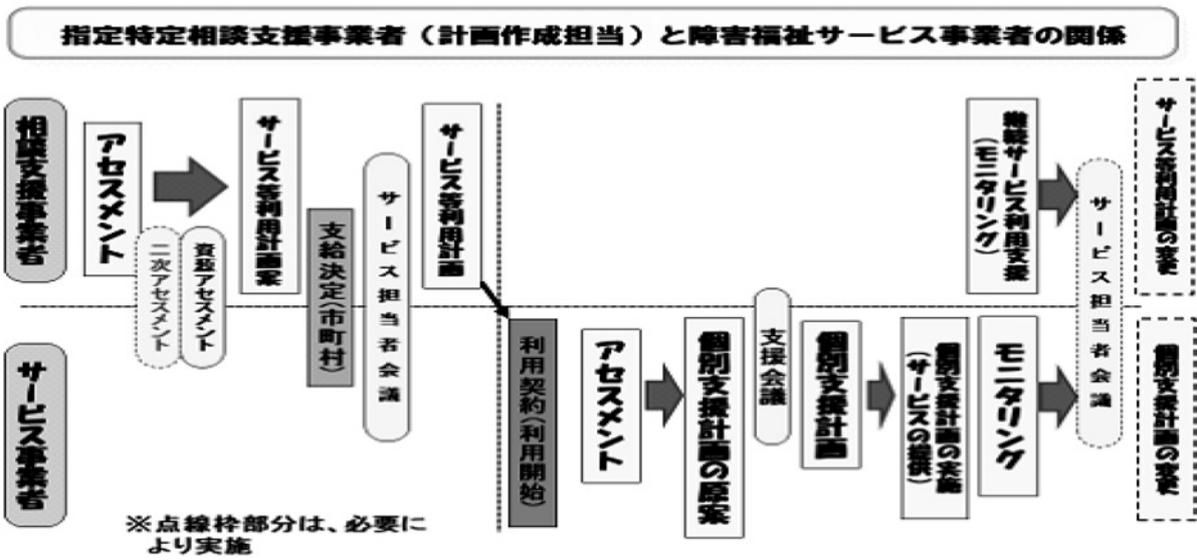


図-4 指定相談支援事業者と障害者福祉サービス事業者の関係（厚生労働省）

みること。そのために必要なアセスメントを行うこと。

- ⑦ 個別支援計画を作成し、具体的な支援を行うための手続きはソーシャルワークの手続きを踏まえること。

以上のような提案を行った上で、個別支援計画の作成、支援の提供、確認に関する一連の取り組

みを進めることとした（図-5 参照）。

作業を進めるにあたり、これまでに各事業所で作成されてきた「個別支援計画」について検証したところ、以下のような点についての改善が必要となった。

- ① アセスメントの方法
- ② 具体的支援の明確化

主な活動	ケースとの出会い	インテーク (受理面接)	アセスメント (事前評価)	支援目標の設定	プランニング (支援計画の作成)
主な活動内容	市町村及び相談支援事業者、特別支援学校、事業者等からの紹介、その他	支援課題の発見と情報の収集を行う。 利用希望者からの主訴だけでなく、家族関係や生活環境などの情報を可能な限り収集。 無理な情報収集はしない。	インテークで収集した情報を基に支援課題を設定	①アセスメントで設定した支援課題を基に支援目標を設定する。 その際に気をつけること ・アセスメントの結果を踏まえているか？ ②利用契約書の内容と遊離していないか？ ③施設として対応可能な目標かどうか精査し作成されているか？ ④本人の希望等は反映されているかどうか？	支援目標を達成するための具体的な支援計画を作成。 利用希望者等と共に作成すること。 支援計画は支援目標を実現する為に日案、週案、月案等を作成すること。
実際の作業配慮すべき点	施設の紹介。提供可能なサービス内容や説明方法に関する利用説明。	利用契約書の提示・内容説明・契約 インテークを踏まえ支援のためにフェースシートを作成し、以降のアセスメントの内容や支援計画、モニタリングの内容などを個人のファイルを作成しファイリングしておく。	①本人（家族を含む）の希望調査 ②アセスメント項目に沿って本人の基礎能力等を確認し、本人の全体像をとらえておく ③既往歴や疾病等の確認 ④利用契約書に記載されている提供予定サービス事項の確認 ⑤障害支援区分調査内容の確認をしておく ⑥アセスメント表の作成 ⑦アセスメントを行う際には本人の良さや強み（ストレングス）、意欲など（エンパワーメント）をしっかりと踏まえること。	障害支援区分の状況、本人の希望や身体症状等を勘案し支援目標を設定する。 ポイント： ①できる限り具体的に作成し、抽象的・曖昧な表現は避けること。 ②アセスメントの結果を踏まえ実現可能と推測出来ることを検討する ③利用契約書に記載されている内容を踏まえること。 ③否定的な内容は設定しない。 ④達成不可能なことは設定しない。（例：障害を直す） ⑤施設側で対応可能かどうか精査する。（目標を達成するためにはどうすれば良いかなどを十分検討すること）	◎設定した支援目標を具現化するための具体的な取り組み方を明示する。 ※毎日の支援内容（タイムスケジュールを含む）、週及び月間、年間の支援内容を明示。 その際に施設で提供可能な内容かどうか（対応の可能性も含めて）精査する。 ◎支援計画は利用者（保護者を含む）に理解できるような表現で作成することが大切。 職員のための支援計画であってはいけない。 ◎利用者の希望や意見を踏まえながら作成すること。 ◎利用者の過大な負担（危惧される内容を含む）とならないよう配慮する。
支援計画を作成するために準備や確認しておくこと		障害支援区分の状況本人の既往歴や疾病の様子、身体症状等 インテークを踏まえ、機関として必要な調査項目を設定しておく。	施設で提供可能なサービス内容の確認可能な限り詳細に！ 継続利用の場合にはこれまでの支援計画の経過を分析し、今課題となっていること、本人の希望を叶えるためには必要なことは何かを検討しておく。 利用契約書に記載されている支援関連事項の確認。	本人からの希望調査事項 継続支援の場合にはこれまでの支援目標、支援計画、支援結果について。単発の支援にならないよう配慮が必要。	

図-5 個別支援計画作成のための

- ③ 支援計画の表現の仕方
- ④ 利用希望者を理解するための視点の改善
- ⑤ 利用希望者との間でむすぶ契約書や重要事項の説明内容についての理解（「契約」を結ぶということの理解）。
- ⑥ 個別支援計画に沿った支援の実施と支援員等の共通理解

- ⑦ その他の事項

(3) 個別支援計画作成へ向けての具体的な取り組み

- ① 利用希望者のプロフィール票の作成
サービス利用希望者本人については市町村長の発行する受給者証以外、児童相談所などの公的な

インターベンション (支援の実施)	モニタリング (支援経過の観察・確認)	エバリュエーション (支援経過の評価)	ターミネーション (支援の終結)
日案、週案、月案等に沿って、毎日のサービスメニューに取り組めるよう活動場所や担当職員の配置や役割を明示し、責任の所在を明確化する。 ◎日々の支援内容の記録を作成	支援目標の再設定を含め支援計画の再検討や支援の再実施を行う。 支援経過を確認し必要があれば支援計画の見直しを行う	支援目標が達成された場合、もしくは来談者自身の力で解決できそうな場合には支援を終了。利用希望者等との合意が必要	支援経過を総合的に評価し、当初設定した目標が達成されたと判断できる場合には支援を終了する。 そのための評価会議を行う。 ◎記録の整理 今後どうするのかを検討(例：アセスメントに戻り新たな支援課題を設定する。)
①毎日のスケジュールに沿って行動できるよう職員の人的配置や環境整備を行うこと ②どのような活動を行ったのか可能な限り詳細な記録を作成すること ③作成した支援計画が必ず実行できるよう環境整備と確認を行う。	①定期的に記録の整理を行うこと ②活動内容が支援目標と合致しているか確認する ③活動内容と支援目標が一致しない場合にはその原因を確認し、必要に応じて修正を行うこと 但し、修正を行う場合にはその根拠となる事項、どう変更したのかをわかるようにしておくこと。 思いつきでの対応はしない。 ④モニタリングは原則3月に1回行うこととし、必要に応じて適宜行う。どのように検討したかを記録に残す。	契約期間を勘案し、一定期間内に支援経過の評価を行う。 評価した結果は時系列で、誰が見てもわかるよう整理し報告書として整理すること。	支援目標に対する支援経過を整理し、支援を終了する場合にはその根拠を明確にしておく。 思いつきや職員の思い込みなどに頼らないこと。 ターミネーションを迎えた場合には、その根拠を明確にして報告書を作成し、機関決定し管理者、本人に連絡する。
	モニタリングするための項目、内容を検討し、その結果を基に中間の評価が出るよう用紙を作成しておく。 サービス管理者はモニタリングした結果を検討するための場(支援会議等)の設定を行う。		機関決定した報告書を作成すること。 利用者側からの意見等の整理票(継続して支援を行うためにはターミネーションを迎えたことを利用者がどう受け止めたのか、満足できたのか、不満はないかなどを確認しておくことは大切)

基本的な手続き（手順）

相談機関から情報提供を受けることは個人情報保護の観点から容易ではないが、支援活動を進めてゆくためには利用希望者に関する必要最小限の情報を得ておく必要がある。

これまで、各事業所で使用していた個人に関するプロフィール票の再検討を行い、図-6に示すようなプロフィール票を作成し、初回の面接（インテーク）を行う際に可能な限り聞き取りを行うこととした。

② アセスメント内容の見直しと実施について
アセスメントを行う際には何よりも利用希望者の希望や思い等に関する詳細な情報が必要となる。初期面接（インテーク）等において基本的な情報の収集が行われるが、どのような情報を収集すれば良いのかを明確にしておく必要がある。

アセスメントを行う際には、「障害支援区分の評価内容を及び各事業所で提供可能な支援サービスの内容を踏まえ、サービスの利用希望者に対し

利用者プロフィール票

氏名	生年月日		年齢	性別	血液型	所属施設・寮	
	様		歳	男		電話	
療育手帳	身障手帳					精神手帳	
障害支援区分	支給期間	～		年金			
本人現住所					援護市町村		
保護者連絡先	氏名	様	関係	TEL1			
	住所			TEL2			
家族・関係者連絡先	氏名	関係	電話・連絡先	備考	家族関係図		
生活歴	年月	就学歴・就業歴・福祉サービス利用歴等					
様 プロフィール票							
身長	体重	BMI	血圧	平熱	義歯	補装具	
		#DIV/0!					
食事	形態	主食：		副食：		()	
	アレルギー等 ()						
排泄	オムツ： ()						
入浴	更衣	麻痺		()			
屋内移動	屋外移動		睡眠		()		

図-6 利用者のプロフィール票

て支援者側が行っているアセスメントの内容を正確に説明できること」を前提としてアセスメント表の作成を行った。

アセスメントを行う際の利用希望者からの聞き取り調査については、日常生活に関すること7項

目、健康・安全移管すること2項目、社会性に関すること4項目、日中活動に関すること3項目、地域生活に関すること2項目、その他の事項に関すること2項目の20項目についての聞き取り表を作成し（図-7参照）各項目について聞き取り

アセスメント 聞き取り表

		氏 名	様
領域	本人の希望（聞き取りの視点）	本人の強み・支援員の気付き	
1 日常生活（ADL）			
①食事	食べ物の好み 食器の形状 箸・スプーンの使用について 食材の形状 食事を摂る時間 食器の片付けについて		
②排泄	トイレの使いやすさ 排尿・排便の後始末はできるか トイレに座る時に 不自由はないか オムツ等の使用について 生理用品について		
③着脱衣	好みの洋服・履物を身に着けているか 季節に合った衣服を着ているか 着脱で手伝ってほしいことがあるか		
④洗面・整容	顔を洗うこと、歯磨き、整髪、髭剃り、爪切り等自分でできるかどうか どこを手伝ってほしいか 義歯の洗浄について		
⑤入浴	入浴の準備ができるかどうか 髪や体を洗えるか 入浴時間や支援方法に 満足しているか シャンプーや石鹸は希望に合っているか		
⑥睡眠	睡眠は十分に取れているか 居室、寝具は希望に合っているか 布団の上 げ下ろしについて カバー交換について 就寝時間、起床時間について		
⑦移動	屋内で歩くときに付き添いが必要か 屋外で歩くときに付き添いが必要か		
2 健康・安全			
①病気・怪我対応	通院について 服薬について 保護帽の着用について		
②危険に対する理解	危険なもの、場所を認識し避けることができるかどうか（ストーブ、刃物、 自動車など）		
3 社会性			
①情緒・意欲	嫌なことは無いか 困ったことは無いか 楽しいことはあるか 自発的に 行動できるか		
②人間関係 集団参加	好きな人は誰か 苦手な人は誰か 同室の人と仲良くできているか 食堂 の座席は満足しているか		
③社会規範	ルール、マナーを理解し守れるかどうか		
4 社会生活技能			
①掃除・洗濯・片付け 生活機器の使用	自分でできることはあるか 何を手伝ってほしいか 身近な電化製品の操 作ができるか（テレビ、CD デッキ、電話など）		
②時間の理解	時計が読めるか 時間に合わせて行動できるか 朝・昼・夕、昨日・今 日・明日が理解できるか		
③金銭の理解・使用	お金の種類、価値が理解できるか 買い物ができるか 計画的に使えるか		
④地理感覚 交通機関	園内をひとりで行動できるか 交通機関を利用できるか 近隣であれば外 出し戻ることができるか		
5 コミュニケーション			
①伝える・話す 理解する・聞く 挨拶・返事 読む・書く	簡単な日常会話ができるか 会話の内容を理解できるか声・身振り・表情 等で意思を伝えることができるか 場面に応じて挨拶・返事ができるか		
6 日中活動			
①作業・活動・役割	日中活動はどこで何をしているか 活動中に困ることは無いか 今の活動 は好きかどうか 何かしたいことがあるか		
②余暇	何かしたいことはあるか 何が好きか		
③外出	外出したいところがあるか どれくらいの頻度で行きたいか帰宅について		
7 地域生活			
①地域生活活動	地域行事への参加や公共施設を利用したいか 地域の祭りや文化活動、スポーツ活動に参加したいか		
②地域移行	地域移行したいか 園での生活を続けたいか 本人がどう思っているか		
8 その他			
①家族との関わり	保護者会や帰宅方法など家族への希望があるか		
②その他苦情・相談	何か相談したいことはあるか		

図-7 アセスメント・聞き取り表

を行う際の参考としての視点を示した。また、保護者からは日常生活面や日中活動面、健康面に関する聞き取り調査を行うと共に、日常の支援活動を実施するために個々の利用希望者の援助の度合いに関する基礎評価（図-8 参照）を行うことと

(4) 個別支援計画の作成

- ① 個別支援計画作成とモニタリング等への取り組み

アセスメント様式 5

援助の必要度に関する評価表

様

評価日 _____

サービス管理責任者 _____

担当支援員 _____

【援助の必要度の尺度】

1	できる	配慮等を必要としない
2	ほぼできる	点検、注意、又は配慮が必要（見守り）
3	ある程度できる	時々又は一時的に、あるいは一部援助が必要
4	少しできる	常時多くの面で援助が必要
5	できない	常時全ての面で援助が必要

領域別援助の必要度【評価結果】

日常生活（ADL）	0
健康・安全	0
社会性	0
社会生活技能	0
コミュニケーション	0
日中活動	0
地域生活活動	0



1 日常生活（ADL）

① 食事

【援助の必要度 : 0】

1	マナー良く（席を立たない、大きな声を出したり、音を立てない等）食べる	
2	主食と副食の食べ合わせができ適度な時間で食べる	
3	箸やスプーンを使って食べる	
4	コップを持って飲める	
5	自分で食べる	

② 排泄

【援助の必要度 : 0】

1	排泄のマナー（身繕い・ドアの施錠・排泄後水を流す等）が守れる	
2	排泄後、紙を使用し拭く	
3	下着やズボンを下ろす	
4	自分でトイレに行く	
5	排泄の意思表示が何らかの方法でできる	

③ 着脱衣

【援助の必要度 : 0】

1	ボタンのある衣類を正しく着ることができる	
2	表裏や前後を正しく着ることができる	
3	簡単なズボン・上着は着ることができる	
4	簡単なズボン・上着は脱げる	
5	着せようとすれば応じる	

④ 洗面

【援助の必要度 : 0】

1	洗面・歯磨き等が習慣化している	
2	歯磨きの後に口がすすげる	
3	歯磨きができる	
4	顔が洗える	
5	手が洗える	

⑤ 入浴

【援助の必要度 : 0】

1	入浴時のマナー（周りの人に迷惑をかけない他）が守れる	
2	髪を洗う	
3	身体を拭く	
4	身体を洗う	

図-8 援助の必要度に関する調査表（一部を抜粋）

アセスメントシートの作成や援助の必要度に関する調査を踏まえ、個別の支援計画の作成に取り組むこととした。

個別の支援計画はサービス管理者を中心に直接支援に関わる支援員や保育士、看護師等が本人や家族等からの希望調査やアセスメント等の結果を踏まえ個別支援計画策定会議を開催し、支援課題や支援の方法等について多角的に検討し原案を作成、その上で利用希望者や家族等との話し合い（協議）を行い、了解を得て作成することとしている（図-9 参照）。

個別支援計画策定会議の結果を踏まえ概ね1年を期間とした短期の支援目標と3年程度を目標とした長期的な支援目標を設定し、実現へ向けての具体的な支援計画を作成し、利用希望者や家族等とお互いが納得できるまで協議を行った上で支援計画を決定し、支援サービスの提供に結びつけることとした（図-10 参照）。

② 個別支援計画作成の記載例

個別支援計画は障害者総合支援法で作成が義務づけられているということだけではなく、「障害

者の方たちの基本的な権利と生活を保障する」という点からも重要であり、個別支援計画から該当する方の生活の様子がイメージできる、いわば「支援内容の見える化」が求められるといえる。

今回の取り組みの中で多くの課題が見えてきたが、これまでの取り組みを踏まえ、以下に「個別支援計画書」、「援助の必要度に関する評価表」、「アセスメント・個別支援内容」の記載例示す（図-11～13）。

ここに紹介した例は言葉による意思表示の難しい男性で、本人からの聞き取りは難しく、本人の行動観察や家族等からの意見や要望に頼る面の多い方の例である。

5. 考 察

国際連合における「国際障害者年」などの取り組みを契機として、際的なノーマライゼーション思想の広まりや国際連合による「障害者の権利条約」の発布など、障害者に関する認識や人権思想は大きな変化を遂げてきた。障害者の定義につい

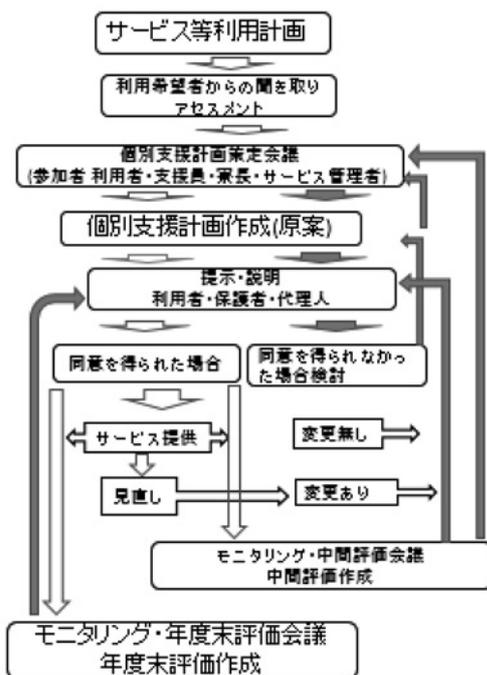


図-9 個別支援計画の作成と評価の流れ

個別支援計画書

氏名： _____ 所属： 寮 班

【利用者及び家族等の要望】支援目標は「生活介護」「施設入所支援」を含みます。

本人	
家族等	

【支援目標・具体的支援内容】

長期目標（3年）	
短期目標（1年）	

NO	支援目標	具体的支援内容
1		
2		
3		

*上記支援目標は6ヶ月毎に見直します。

【特記事項】

利用者氏名		印
同意者氏名	利用者との関係	印
説明者氏名	平成 年 月 日	

図-10 個別支援計画書の様式

個別支援計画書

氏名： ○ ○ ○ ○ ○

所属： ○ ○ ○ ○ ○

【利用者及び家族等の要望】 支援目標は「生活介護」「施設入所支援」を含みます。

本人	要望等を聞き取ることは困難なため、日々の生活を安全に、安心して過ごせるように支援します。
家族等	

【支援目標・具体的支援内容】

長期目標（3年）	健康に留意し穏やかな施設生活を送る
短期目標（1年）	日中活動に楽しく取り組む

NO	支援目標	具体的支援内容
1	園芸班で植物への水やりやビーズ制作に取り組む	花や野菜のプランター栽培を中心に水やりをします。声掛けで準備できるため、散水する量や場所を伝え、見通しをもって取り組めるように支援します。ビーズ制作は好みの色を選び色分けする事や棒に通す練習をして、糸に通して作品を作れるように支援します。
2	楽しく身体を動かす	散歩やグラウンドで行う球技、屋内でのラジオ体操やレクリエーション等に参加する機会を設け、楽しく運動できるように支援します。他の利用者や支援員と一緒に、好みの活動に参加し、健康を維持できるようにします。
3	外出を楽しむ	日常の様子を観察し、好きなものや興味のあるものを楽しめる外出を計画します。外出先では支援員が付き添い安全に行動出来るように支援します。

*上記支援目標は6ヶ月毎に見直します。

【特記事項】

缶入りの飲み物を提供する時には、支援員が付き添い、缶のプルタブを口で外すことが無いように見守ります。

同意欄	利用者氏名 ○ ○ ○ ○ ○	印
	同意者氏名 ○ ○ ○ ○ ○	利用者との関係 ○ ○ ○
	説明者氏名 ○ ○ ○ ○ ○	平成 年 月 日

図-11 「個別支援計画書」の記載例

領域	現在の様子・希望内容	具体的支援内容
1 日常生活 (ADL)		
①食事	箸やスプーンを使用して食事が摂れます。下膳は言葉かけで行えます。	食後の下膳が行えるように言葉をかけます。
②排泄	トイレの使用は出来ませんが、後始末や排泄後の手洗いが不十分な時があるため、確認しています。	排泄後に手洗いが出来るように言葉かけを行います。
③着脱衣	着脱衣は出来ませんが、表裏逆になってしまったり、同じ肌着を重ねて着てしまうことがあるため確認しています。	着脱衣の際に見守りを行い、表裏や重ね着を間違わないよう言葉をかけます。
④洗面・整容	歯磨きは言葉かけにより行えますが、磨き残しがあるため支援員が仕上げ磨きをしています。嫌がることなく磨けています。	自分で磨いた後に、支援員が仕上げ磨きを行います。
⑤入浴	洗髪などは支援員が介助しています。言葉かけにより脱衣場に来ることが出来ます。入浴は好きな様子で、良い表情で入っています。	洗髪などを介助します。入浴の際には言葉かけを行います。
⑥睡眠	時々睡眠時間が不規則になる時がありますが、日中は眠そうな様子も無く元気に過ごしています。	夜間、起床した際は再度就寝するよう言葉をかけます。
⑦移動	日常生活の慣れた場所ではひとりで移動できます。	外出時等、慣れない場所では支援員が付き添い安全に行動できるように支援します。
2 健康・安全		
①病気・怪我対応	体調不良や怪我等を自ら訴えることは難しいため、毎日の健康状態を観察しています。服薬は支援員が介助しています。	生活の様子を観察し異常があれば医療機関を受診します。薬の管理を行います。
②危険に対する理解	車や段差等のある程度の危険回避は出来ます。	危険が予測される時には、言葉をかけ、安全に行動できるように支援します。
3 社会性		
①情緒・意欲	気持ちが高まり声を上げることがあります。活動に自分から参加することは難しいですが、支援員が声をかけ一緒に活動できるようにしています。	生活の様子を観察し、穏やかに過ごせるように支援します。
②人間関係 集団参加	自ら集団に参加することは少ないですが、特定の利用者とは関わりを持ち、穏やかに過ごせます。	人間関係が良好に保てるよう支援員が間に入り見守りや言葉かけを行います。
③社会規範	ルールやマナーを理解することは難しいですが、言葉かけを行うことでその場に合った行動がとれます。	言葉かけを行い、その場に合った行動がとれるよう支援します。
4 社会生活技能		
①掃除・洗濯・片付け 生活機器の使用	掃除や洗濯等は支援員が行っています。言葉かけを行うことでゴミをゴミ箱に捨てる事が出来ます。	生活機器を使用する時には支援員が介助します。ゴミを捨てることなど簡単なことはできるように支援します。
②時間の理解	時間の理解は難しいですが、一日の生活のリズムはある程度できています。	この時間に何をするのか本人にわかりやすく説明します。
③金銭の理解・使用	金銭の理解は難しいですが、支援員が用意した金銭で自動販売機で飲み物を購入することが出来ます。	園の自動販売機を利用して金銭を使用する機会を設けます。
④地理感覚 交通機関	園内では自分で移動できるが、園外では付き添いが必要です。	支援員が付き添い、見守りや言葉かけをして安全に行動出来るよう支援します。

図-12 「アセスメント・領域別支援内容」記載例

援助の必要度に関する評価表

評価日 _____

○ ○ ○ ○ ○ 様 _____

サービス管理責任者 _____

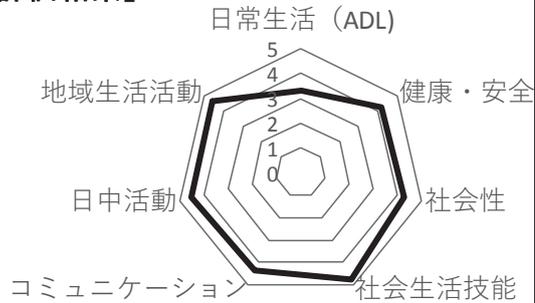
担当支援員 _____

【援助の必要度の尺度】

1	できる	配慮等を必要としない
2	ほぼできる	点検、注意、又は配慮が必要(見守り)
3	ある程度できる	時々又は一時的に、あるいは一部援助が必要
4	少しできる	常時多くの面で援助が必要
5	できない	常時全ての面で援助が必要

領域別援助の必要度【評価結果】

日常生活(ADL)	3
健康・安全	4
社会性	4
社会生活技能	5
コミュニケーション	4
日中活動	5
地域生活活動	5



1 日常生活 (ADL)

①食事

【援助の必要度 : 2】

1	マナー良く(席を立たない、大きな声を出したり、音を立てない等) 食べる	2
2	主食と副食の食べ合わせができ適度な時間で食べる	2
3	箸やスプーンを使って食べる	2
4	コップを持って飲める	2
5	自分で食べる	2

②排泄

【援助の必要度 : 3】

1	排泄のマナー(身繕い・ドアの施錠・排泄後水を流す等) が守れる	3
2	排泄後、紙を使用し拭く	4
3	下着やズボンを下ろす	2
4	自分でトイレに行く	2
5	排泄の意思表示が何らかの方法でできる	2

③着脱衣

【援助の必要度 : 3】

1	ボタンのある衣類を正しく着ることができる	4
2	表裏や前後を正しく着ることができる	4
3	簡単なズボン・上着は着ることができる	3
4	簡単なズボン・上着は脱げる	3
5	着せようとすれば応じる	3

図-13 「援助の必要度に関する評価」記載例

ては、これまで WHO の示した ICHD が国際的な基準とされてきたが、新たな定義として ICF (国際生活機能分類) が示されたことにより、障害に対する考え方や支援のあり方は大幅な見直しが不可欠となった。

国内における障害者に関する福祉制度は戦後もなく「身体障害者福祉法」が制定され、その後知的障害者など各種の障害者を対象とした福祉制度が創設されたが、社会福祉基礎構造改革の影響を受け、戦後の福祉制度を支えて来た「措置制度」の見直しが行われ、障害者福祉に新たに「支援費支給制度」が導入された。この制度の導入により、事業者と利用者との間での対等な関係に基づく契約書等の締結を行うことや、施設を利用するための個別支援計画の作成などが必要とされることとなった。これまで取り組まれてきた障害者福祉サービスは支援の透明性を明確にした取り組みが求められることとなり、全国の障害者の福祉サービス提供者には個別支援計画の作成など早急な対応が求められることとなった。

個別支援計画の作成は障害者自立支援法や障害者総合支援法の成立により、法的な根拠を持つ取り組みとして、障害者福祉サービスを提供する上で、きわめて大切な取り組みとなった。

これまでの国内における知的障害児・者の支援を目的として取り組まれてきたさまざまな支援活動は「障害を直す」、「障害を改善する」といった観点から「訓練」や「指導」「治療教育」という取り組みに重きが置かれ、ともすると経験と勘に頼った取り組みが行われてきた。障害者総合支援法が施行されたことに伴い個別支援計画の作成が法的な根拠のある取り組みとして義務づけられ、従来から取り組まれてきた障害児者の支援のあり方が改めて問われることとなった。

本稿では、措置制度の頃に作成されていた「個別指導計画」(措置制度の頃は“支援”という概念はなく、“指導”、“訓練”という概念に基づく取り組みが行われていた。)に関連した支援メ

ニューの整理を踏まえ、障害者総合支援法に基づく個別支援計画の作成に関する取り組みについての経過について報告を行ったが、筆者の関わったサービス提供事業所の現状を踏まえた取り組みであり、標準化された基準に沿って検証された取り組みとはいえず、多くの改善すべき課題を内在していることは否定できない。

6. まとめ

今回の取り組みを行う際の前提として、これまでに該当事業所の取り組んできた個別支援計画の作成に関する取り組みの経緯をベースとして検討してきたため、インテークの実施方法やアセスメントの方法、支援課題の発見や確定に至る経緯、支援目標の設定方法や支援計画の作成方法や具体的な実施方法、さらにアセスメントの内容や実施方法等については現状追認的な面のあることは否定できない。

作業を進めながら、サービス管理責任者とのミーティングにおいて改善しなくてはいけない課題の確認を行った。特にアセスメントの方法等についてはICFの考え方などを踏まえた改善を行い、支援の目的や実施方法などについて改善が必要との共通認識を持ち、インテークを行う際に入手すべき情報内容や、得た情報から支援課題をどう発見し個別支援計画の作成に結びつけてゆくのか、作成した個別支援計画の妥当性の評価方法やモニタリングの方法や記録の作成方法など改善すべき課題が明確となった。さらに、作成された個別支援計画を実現させるための、事業所の環境をどう整えてゆくのかなど改善すべき課題は多く、今後こうした点についての検討を進めてゆく予定である。

参考文献

- 1) 「知的障害児・者施設における支援メニューの整理と体系化に向けて」—第1次報告 2002年(平成

- 14年) 6月 日本知的障害者福祉協会 調査・研究委員会
- 2) 障害者福祉研究会編 「ICF 国際生活機能分類—国際障害分類改定版」 2002年8月 中央法規出版
- 3) 大阪障害者センター・ICFを用いた個別支援計画策定プログラム開発検討会 「本人主体の「個別支援計画」ワークブック」 2017年3月 かもがわ出版
- 4) 八木亜希子 「相談援助食に記録の書き方」 2018年6月 中央法規出版
- 5) 谷口明弘他 「障害のある人の支援計画」 2017年5月 中央法規出版
- 6) 大塚 晃監修 「相談支援専門員のためのサービス等利用計画作成事例集」 2016年12月 中央法規出版
- 7) 「知的障害者のためのアセスメントと個別支援計画の手引き」 2015年12月 日本知的障害者福祉協会
- 8) 日本相談支援専門協会編集 「障害のある子の支援計画作成事例集」 2018年12月 中央法規出版
- 9) 埼玉県相談支援員専門委員会 「相談支援員のためのストレングスモデルに基づく障害者ケアマネジメントマニュアル」 2017年11月 中央法規出版
- 10) 津田耕一 「障害者の「個別支援計画」作成へ向けての課題と現状 【総合福祉科学研究】」 創刊号 2010年3月 総合福祉科学研究
- 11) 室橋孝嗣、村上 満 「障害者支援施設における個別支援計画に関する研究」 富山国際大学子ども育成学部紀要 第2集 2011年3月
- 12) 厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisha-hukushi/index.html

(2019年1月28日受理)